

## 都南文化会館・都南公民館利用料金表

### ■大ホール

入場料の設定		区分					
		9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
入場料を徴収しない	土曜日及び休日	18,750円	27,450円	36,900円	46,200円	64,350円	83,100円
	その他の日	16,200円	24,000円	29,100円	40,200円	53,100円	69,300円
1,000円未満	土曜日及び休日	24,750円	37,650円	46,350円	62,400円	84,000円	108,750円
	その他の日	21,450円	30,900円	38,550円	52,350円	69,450円	90,900円
1,000円以上 3,000円未満	土曜日及び休日	32,550円	44,550円	57,600円	77,100円	102,150円	134,700円
	その他の日	25,650円	37,650円	46,350円	63,300円	84,000円	109,650円
3,000円以上 5,000円未満	土曜日及び休日	37,650円	53,250円	67,800円	90,900円	121,050円	158,700円
	その他の日	30,900円	44,550円	56,550円	75,450円	101,100円	132,000円
5,000円以上	土曜日及び休日	42,900円	62,700円	78,150円	105,600円	140,850円	183,750円
	その他の日	36,000円	51,600円	65,250円	87,600円	116,850円	152,850円

※準備や撤去、または練習・リハーサル等ご利用の場合は「入場料を徴収しない場合の額」の7割の額になります。  
(10円未満の端数は切り捨て)

### ■大ホール用楽屋等

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
第1楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円
第2楽屋	1,270円	1,630円	2,080円	2,900円	3,710円	4,980円
第3楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円
第4楽屋	580円	750円	990円	1,330円	1,740円	2,320円
シャワー室(現在使用不可)	510円	510円	510円	1,020円	1,020円	1,530円

### ■都南公民館

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
小ホール	4,180円	5,670円	4,860円	9,850円	10,530円	14,710円
小ホール控室	540円	670円	670円	1,210円	1,340円	1,880円
美術室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
工芸室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
調理実習室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
第1和室	1,620円	2,160円	1,890円	3,780円	4,050円	5,670円
第2和室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
茶室	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
第1研修室	2,700円	3,510円	3,100円	6,210円	6,610円	9,310円
第2研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
第3研修室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
視聴覚室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
会議室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
音楽室	3,100円	4,180円	3,640円	7,280円	7,820円	10,920円
リハーサル室	2,160円	2,830円	2,430円	4,990円	5,260円	7,420円
ミーティングルームA	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円
ミーティングルームB	1,080円	1,350円	1,210円	2,430円	2,560円	3,640円

公民館施設を、市の区域内に住所、事業所又は事業所を有しない方が使用する場合は、上記利用料金の2倍に相当する額となります。  
ただし、大ホールと併せて使用する場合は、市内料金と同様の取扱いとなります。